

自動販売機設置使用許可条件書

- ・底辺61cm、高さ210cmのドアより搬入搬出が可能であること。
- ・周辺環境に配慮した仕様であること(外観色を含む)。
- ・ホットアンドコールド機であること。
- ・「自動販売機の据付基準(JIS 規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、牛久市・阿見町斎場組合の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- ・「自動販売機堅牢化基準(日本自動販売機工業会作成)」を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損、毀損、盗難等の事故が発生した場合については、牛久市・阿見町斎場組合の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- ・食品、添加物の規格基準(食品衛生法)及び自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ・清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料を販売対象品目とし、一般市場で認知支持を得ている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- ・販売品の構成については当組合の承認を受けること。
- ・販売価格は、メーカーの希望小売価格以下で設置事業者により任意に設定した価格とすること。
- ・販売価格を変更するときは、当組合へ事前に通知すること。
- ・自動販売機及び子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は、設置業者の負担とする。
- ・自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行いできる限り建物躯体に負担のかからない方法を取り、据付面を確認したうえで安全に設置すること。
- ・使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切補償を牛久市・阿見町斎場組合に請求することはできない。
- ・毎月1日前後5日間の間に電気メーターの数値確認、自動販売機の異常の有無確認、自動販売機及び周辺の衛生状態の確認を行い、うしくあみ斎場副場長に報告すること。
- ・前月の電力使用量、売上本数、売上金額が確認できる書面を牛久市・阿見町斎場組合へ毎月提出すること。